

(手続きにあたっての注意事項)

指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）は、認定有効期間のおおむね半数を超えて短期入所を利用しようとする者がいる場合は、次のとおり事前に書類を提出して確認を受けること。

#### 1 提出書類

- ・ 認定有効期間の半数を超える短期入所サービス利用の理由書

**※正副 2 部提出**

- ・ 居宅サービス計画書標準様式第 1 表から第 7 表まで（又は当該標準様式に準ずる様式）

**※ 1 部提出**

#### 2 提出期限

利用日数が認定有効期間のおおむね半数を超えると見込まれる 1 箇月前まで

#### 3 提出先

「伊方町 長寿介護課 長寿介護係」あて

#### 4 確認及び交付

次の各号のいずれかに該当すると町長が認めた者については、指定居宅介護支援事業者等に日付入り確認印を押印した理由書 **（副本）** を交付する。

理由書の交付を受けたときは、その理由について居宅サービス計画に明示すること。

- (1) 利用者が認知症（認定調査票又は主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ a 以上）であること等により、同居している家族等の十分な介護が困難な場合
- (2) 同居している家族等が高齢、疾病であること等を理由として十分な介護ができない場合
- (3) その他やむを得ない理由により、居宅において十分な介護を受けることができないと認める場合